

琉球大学 ハラスメント 相談支援センター



琉球大学
UNIVERSITY OF THE RYUKYUS

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



「学長からのメッセージ」

－ハラスメントをしない、させない キャンパスに向けて－

琉球大学では、本学構成員（本学に関わる全ての学生等及び教職員等）の基本的な人権を尊重し、ハラスメントのない修学・就労環境を保障することが重要だと考えています。ハラスメントに関する「相談」や「申立」は本学構成員の権利です。ハラスメント防止体制のさらなる改善を進めます。多様性の尊重の推進、SDGsに関する取組として、「ハラスメントをしない、させないキャンパス」づくりに向けて、着実に手を打っていきます。

琉球大学は、「学生にとって学び甲斐のある、教職員にとって働き甲斐のある、地域にとって頼り甲斐のある大学」を目指します。

ハラスメント相談支援センターはハラスメントに特化した独立の相談機関です。ハラスメントに対応するため、法律を専門とする教員と心理を専門とする教員を中心に運営されています。心理の専門知識を有する専門相談員（公認心理師/臨床心理士）が相談を受け、各部局選出の相談員も相談に携わっています。

【アクセスマップ】

センター



琉球大学ハラスメント相談支援センター

□相談は予約制です。

開室時間：月～金（祝祭日除く）
9:00～17:00

〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町千原 1
地域国際学習センター3階 302(放送大学ビル)



▲QRコード

☎: 098-895-8732（内線 2982）

✉: harassment@acs.u-ryukyu.ac.jp

🌐: <http://w3.u-ryukyu.ac.jp/harassment/>

ハラスメントとは

(国立大学琉球大学ハラスメント防止対策に関する指針第3条)

優越的な地位や立場、優位性等を背景に、相手方の意にそわない言動等により、その人格や尊厳を傷つけ、あるいは、修学・就労環境を悪化させること。

アカデミック及びパワー・ハラスメントとは

優越的な地位や立場、優位性等を背景に、不当又は差別的な取扱い、指導責任の放棄、権限等の濫用による妨害的行為、進路に関する妨害や干渉、相手方の属性等に関する不当な言動、身体的又は精神的な攻撃、人間関係からの切り離し、個の侵害を行い、これにより、相手方に不利益を課し、人格や尊厳を傷つけ、修学・就労等の環境を悪化させ、あるいは、精神的・身体的苦痛を与えること。

修学・研究の場面：アカデミック・ハラスメント

それ以外の場合：パワー・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントとは

①優越的な地位や立場、優位性等を背景に、性的誘いかけを行い、あるいは、好意的態度の強要をする等相手方の意にそわない性的言動をすること。

②上記の性的誘いかけ等への拒絶に対して、優越的な地位や立場、優位性等を利用して不利益を課すこと

③修学・就労等を不当に妨げ、あるいは、修学・就労等の環境を悪化させるような不適切な性的言動を行うこと。

不利益取扱いの禁止 (同上指針第10条)

ハラスメントに関する相談・苦情の申立て、調査への協力、相談や苦情に関わる問題解決への協力、その他ハラスメントに関して正当な対応をした学生等及び教職員に対し、そのことを理由として不利益な取扱いや報復をすることを禁ずる。

国立大学琉球大学ハラスメント
防止対策に関する指針はこちら



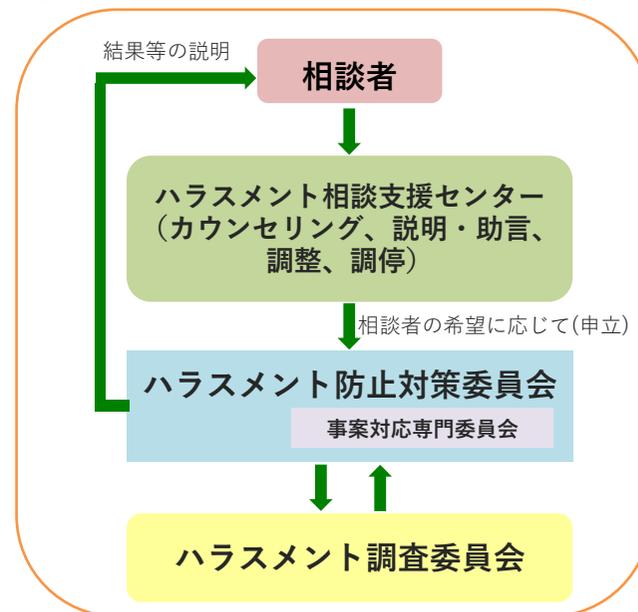
おかしいなと思ったら

まずはご相談ください。例えば…

- 好意がない相手につきまとわれた。
- ネット上で悪質な書き込みや誹謗中傷を受けた。
- 年齢、体型、容姿、服装等のことでバカにされた。
- 教員や、他の学生からの人種や民族に関する発言で傷つけられた。
- ゼミ内で教育指導と関係のないこと(自宅までの教員の送迎、飲み会でのお酌等)を強要された。
- 指導教員が必要な指導をしてくれない。
- みんなの前で人格を否定するような発言をされた。
- 教職員や、他の学生からのセクシャリティ(例えば性的指向や性自認について)や障がい、文化、宗教などに関する心ない言動に心を痛めている。
- 妊娠は困ると上司(教職員)に言われた。

- ・これらは一例です。もしかしてと思ったら、ひとりで悩まずに、勇気を出して相談しましょう。
- ・相談は、友人などの第三者に代わって行うこともできます。
- ・相手か自分の一方が琉球大学の構成員であれば相談できます。
- ・ハラスメント相談支援センターに相談したことが、あなたの不利になることはありません。
- ・プライバシーは守られます。
- ・「相談」や「申立」をすることはすべての大学構成員の権利です！

相談のプロセス



ハラスメント相談支援センターの業務

相談	ハラスメント等に関すると思われる相談に応じます。
説明助言	対応の手続について説明します。被害防止、被害拡大防止のための助言を行います。
通知	相手方又は部局等の長に対し、ハラスメントの疑いがある相談があった旨を通知します。
調整	部局等の長に対し、環境調整を依頼し、その調整に関与します。
調停	ハラスメントとは決めずに、センター委員が仲介し相手方との調停を行います。
申立援助	相談者の希望に応じ、ハラスメント防止対策委員会宛の申立書作成の援助をします。